
全国精神衛生連絡協議会

会報

昭和61年9月

会報11号

目 次

巻 頭 言 会長 高臣武史	2
精神障害者共同住居調査結果の概要 厚生省保健医療局精神保健課	3
共同住居などの居住者に対する調査から 精神衛生基本問題研究会	7
通院患者リハビリテーション事業等及び精神障害者小規模作業所の普及状況 山口県精神衛生センター	9
昭和62年度国家予算に関する共通重点要望書 全国社会福祉協議会・心身障害児福祉協議会	10
お知らせ	12

会長 高 臣 武 史

精神衛生法が来春をめどに改正されようとしていることは、会員の方々も御承知で、深い関心をお持ちのことと存じます。

全国精神衛生連絡協議会が内村祐之先生を会長として結成されたのが昭和38年秋で、会報第1号が発刊されたのが昭和41年2月でした。会長は昭和39年10月から村松常雄先生にかわられておりましたが、第1号の会長挨拶で村松先生は次のようにのべておられます。

その第1は本会の事業方針についてでした。当時（昭和39年暮）たまたま精神衛生法の改正案が論議されており、もしこれが実現すれば、わが国の精神障害者医療対策に大きな革新をもたらすことが想像されること、即ち患者の社会復帰能力をできる限り開発する目的から、病院での拘束、隔離はこれを能う限り避けて、できるだけ開放的、家庭的、社会的、自治的に取扱い、社会化への医療サービスを強化し、在院期間も必要な最短期間に止め、通院乃至通所治療をもってこれに代え、他方地域内にアフター・ケアの専門要員や、諸種の社会復帰施設を整備して、地域内ケアの方向に進もうとする変革で、従来患者を一概に危険視して、保安の面から拘束、隔離という方向で、ただ病床の増加だけを解決するように一般に考えられがちであったのに対し、まさに180度に近い転換であること。

このような重大な時期に当り、全国的組織を持つという本会の大きな特性を生かし、団体間の

連絡協議という意義を、皆さんの熱意によって一段と活用することができるならば、新しい医療対策の全国的な推進に色々な形で寄与することができうであろうし、またそうした全国的な協力態勢の強化に可能な範囲での役割を担うべきではあるまいか。

機関紙の内容は全国各都道府県における精神衛生団体、関係諸施設等の活動に関する情報や資料などの交換連絡や行政だよりとしての情報や、法改正に伴う色々な問題点、その他関係する諸問題に関する情報交換や、全国各地の精神衛生運動の発展に役立つような記事をもって、本会の目的に沿いうるようにしたい。以上が村松会長の創刊号の挨拶の要旨であります。

会報は昭和48年13号で休刊され、昭和56年国際障害者年を迎えて、加藤正明会長の時、再刊第1号が刊行され、同時に各都道府県の協会、協議会の事業報告を「地方精神衛生」として刊行されることになりました。また連絡協議会に参加する都道府県も44となり、殆んど全国に及んでいますし、その活動もそれぞれの特徴を示しながら活発になっています。

しかし全体として、創刊号で村松先生が指摘された事柄の重要性は殆んど変わっておりません。来年の法改正を機に、各地の協会、協議会が飛躍的な活動を展開し、本会が精神衛生活動の中核となることを心から祈っております。

精神障害者共同住居調査結果の概要

昭和61年8月8日
厚生省保健医療局精神保健課

厚生省は、精神障害者共同住居の実態を把握するため、都道府県に依頼して全国の精神障害者共同住居について、昭和60年11月1日現在時点で調査した。

- 1 精神障害者共同住居は、昭和60年11月1日現在全国で95箇所（定員916人）入居人員は602人（平均6.3人）であった。
- 2 95箇所を開設者別にみると、地方公共団体立4、医療機関立55、家族会立11、その他25であった。
- 3 施設の立地条件は、95箇所中、23箇所（24.2%）が精神病院の敷地内、40箇所（42.1%）が精神病院の近辺（徒歩で通院可能なところ：1km以内）、その他32箇所（33.7%）であった。
- 4 居室のタイプは、全個室型が31箇所（32.6%）、全て2人以上の相部屋型が35箇所

（36.9%）、個室・相部屋混合型が29箇所（30.5%）であった。

- 5 入居者の居住条件は、1人当たりの面積、約7.0畳、1カ月当たり平均負担額、約49,600円であった。
- また、入居者602人中356人が収入を得ており、入居者の平均収入月額は、72,000円であった。
- 6 就業者（59.1%）、未就業者（40.9%）を問わず、ほぼ全員の入居者が精神病院等に通院している。
- 7 95箇所中、常勤職員が配置されているのは、25箇所（26.3%）、非常勤職員が配置されているのは、45箇所（47.4%）であった。
- 8 施設の運営については、95箇所中18箇所（18.9%）が地方公共団体等から財政的援助を受けている。

精神障害者共同住居調査結果について

（昭和60年11月1日現在 全国集計）

1 精神障害者共同住居 総数95箇所

（注）精神障害者共同住居の調査範囲については、精神障害者が複数で入居している住居を対象とした。

2 箇所数：開設年次別

	49年以前	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	計
箇所数	16	5 21	1 22	5 27	3 30	8 38	5 43	9 52	15 67	6 73	7 80	15 95	95

3 入居者数（現員）及び定員：年次別

各年11月1日現在

現員・定員別	年次				
	56年	57年	58年	59年	60年
現 員	327人	440人	502人	543人	602人
定 員	484	688	770	810	916

4 箇所数；開設者別、開設・運営主体別

開設者別	開設・運営主体	開設主体	運営主体
地方公共団体		4箇所	4箇所
医療機関 (地方公共団体運営の施設を除く)		55	54
家族会		11	16
その他(社団法人等)		25	29
計		95	103

(注) 運営主体については、共同で運営しているところがある。

5 箇所数；施設の立地条件別

	精神病院の敷地内	精神病院の近辺(徒歩で通院可能なところ：1km以内)	その他	計
箇所数	23	40	32	95

6 施設(居住)面積；開設者別、施設別

開設者別	施設別	専用施設	公共施設	民間施設	計
		箇所/m ² 1	箇所/m ² 1	箇所/m ² 2	箇所/m ² 4
地方公共団体 (1箇所当たり平均m ²)		145.2	101.9	115.5	119.5
医療機関 (1箇所当たり平均m ²)	32	598.5	—	23 71.0	55 377.9
家族会 (1箇所当たり平均m ²)	—	—	1 59.0	10 120.9	11 115.3
その他 (1箇所当たり平均m ²)	5	640.0	1 303.6	19 142.7	25 253.0
計 (1箇所当たり平均m ²)	38	592.0	3 154.8	54 106.5	95 304.3

(注) 1 専用施設とは、精神障害者共同住居として設置されたものをいう。
2 公共施設とは、他の公共の施設を利用して設置されたものをいう。
3 民間施設とは、民間のアパート(借上げを含む。)等をいう。

7 1人当たりの広さ

1人当たり量 約7.0畳(台所等も換算して含む。)

8 箇所数；定員別

	1人部屋	2人以上部屋	1人及び2人以上部屋	計
箇所数	31	35	29	95

9 入居者の受け入れ状況

	希望者は、すぐに受け入れる (現在空室あり)	少し時間がかかる (現在ほぼ満室)	入居の条件	
			ある	ない
箇所数	58	37	78	17

10 入所期間の制限状況

	制限している	制限していない
箇所数	48 (平均16.6月を限度としている。)	47

11 入居者の負担額；負担者別、経費別

(昭和60年10月分の1人当たり平均)

負担者別	経費別		入居費		家賃		光熱水料		食費		雑費		計 (単純合計)
	箇所数	平均	箇所数	平均	箇所数	平均	箇所数	平均	箇所数	平均	箇所数	平均	
本人負担	18	17,694円	64	10,286円	67	4,489円	72	24,304円	57	10,507円			49,586円
病院負担	—	—	6	25,500	10	4,111	3	18,666	7	16,019			64,296
公的負担 (補助)	—	—	5	10,874	3	3,991	1	20,000	4	4,763			39,628
その他の負担 (補助)	—	—	7	7,667	1	2,628	—	—	2	6,081			16,376

(注) 1 入居費とは、入居時に支払う費用
2 箇所数(平均額)については、調査回答があったものを集計
3 重複回答

12 入居者の生計

(昭和60年10月分)

	本人(勤労収入)	家族(援助)	生活保護	その他(年金等)
人数	356人	116人	162人	63人
1人当たり平均	70.7千円	40.2千円	42.8千円	48.7千円

(注) 1 1人当たりの平均収入 72.0千円
2 重複回答

13 医療機関との連携

	定期的に連絡	必要に応じて連絡	連絡なし
箇所数	78	16	1

14 職員数；職種別、常勤・非常勤別

職種別	常勤・非常勤別		非常勤	
	箇所数	人	箇所数	人
医師	—	—	30	46
精神科ソーシャル・ワーカー等	8	9	46	144
管理人に相当する者(同じ住居内に居住又は通いの者を含む。)	13	18	17	21
その他	5	7	18	71
計	25	34	60	282

15 常勤職員への報酬の有無

	人数	1人当たりの60年10月分の平均報酬月額
報酬あり	人	千円
精神科ソーシャル・ワーカー等	6	97.7
管理人に相当する者	9	92.0
その他	7	73.1
計	22	87.6
報酬なし	12	

16 補助の有無

	56年度		57年度		58年度		59年度		60年度	
	箇所数	補助額 千円	箇所数	補助額 千円	箇所数	補助額 千円	箇所数	補助額 千円	箇所数	補助額 千円
都道府県	13	143.2	13	169.9	14	187.2	13	540.3	14	548.1
市町村	4	668.8	5	685.0	6	871.2	5	598.8	5	453.4
その他	2	2,696.5	3	1,706.3	4	2,173.0	2	7,545.0	2	7,545.0
計	16	645.6	16	672.1	17	972.9	17	1,476.9	18	1,472.4
補助なし	36		51		56		63		77	

(注) 1 補助額は、1箇所当たりの平均年額である。

2 重複回答

17 就業状況

各年11月1日現在

	56年	57年	58年	59年	60年
就職している	236人	306人	338人	356人	356人
就職していない	91	134	164	187	246
計	327	440	502	543	602
就業率	72.2%	69.5%	67.3%	65.6%	59.1%

18 通院(通所)状況

	56年	57年	58年	59年	60年
(1) 通院(通所)している	人	人	人	人	人
精神病院	291	406	465	498	553
精神科診療所	34	33	34	40	43
保健所(デイ・ケア)	2	1	10	11	10
デイ・ケア施設	—	1	—	—	1
精神障害回復者社会復帰施設	—	—	—	5	10
(2) 通院していない	—	—	3	5	3

(注) 重複回答

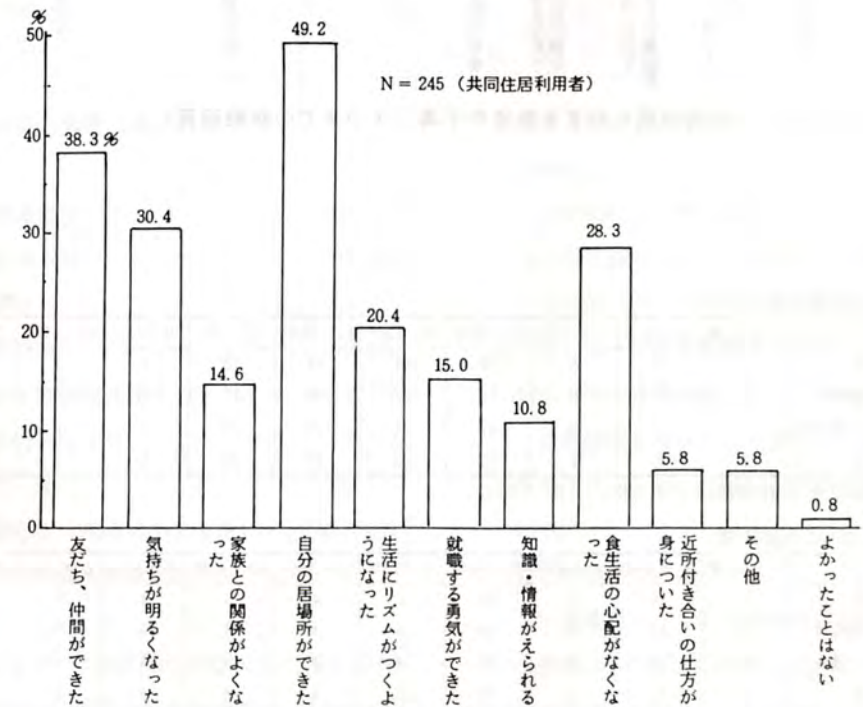
共同住居などの居住者に対する調査から

精神衛生基本問題研究会

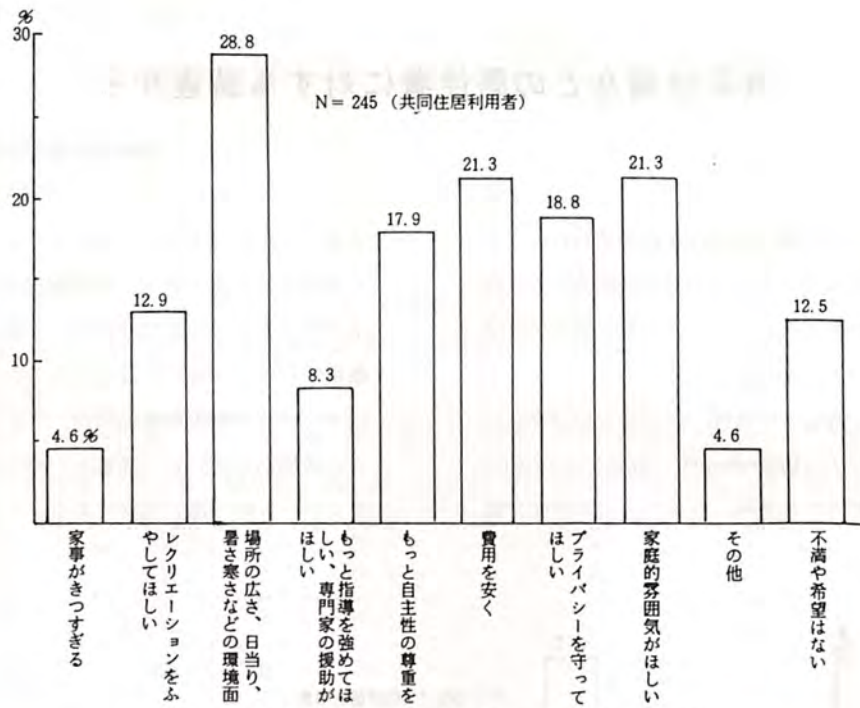
共同住居という概念は現在多様な使われ方をしている。グループホームの意味に限る人も少なくないが、どちらかといふとかなり幅広い言葉として使う人の方が多いようである。

いちばん、幅広くすれば、いわゆる地域社会住居プログラム(Community Residence Program)に相当する意味になるが、その意味で使

えば、グループホーム、ハーフウェイハウス、ハーフウェイホステル、小規模定住型ホステル、ボーディングホームなどの他に、場合によって衛星アパートプログラムもはいることになる。以下、いくつかの調査結果は、それらのプログラムに加わっている「障害者」の方々に対するアンケートの一部の抜粋である。



共同住居を利用してよかったと思うこと (3つまでの複数回答)



共同住居に対する希望や不満 (3つまでの複数回答)

対象者別、り患年数

(単位、%)

	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30年以上	わからない	無答	
デイケア通所者	2	11	8	23	22	14	13	3	3	1	100
小規模作業所通所者	1	7	8	18	22	18	17	4	2	3	100
ソーシャルクラブ通所者	1	3	6	17	24	19	20	5	1	4	100
共同住居居住者	2	6	9	19	23	10	16	8	2	5	100

注：数値の全対象者数は、2,228人 (以下同じ)

対象者別、のべ入院年数

(単位、%)

	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30年以上	わからない	無答	
デイケア通所者	25	26	13	15	6	4	3	1	2	5	100
小規模作業所通所者	20	23	15	16	8	4	3	1	2	8	100
ソーシャルクラブ通所者	17	25	13	20	10	4	3	1	2	5	100
共同住居居住者	12	14	16	24	10	6	8	4	2	4	100

対象者別、現在の就労状況

(単位、%)

	会社の正規の社員従業員として勤めている	パート・臨時・日雇い・アルバイトとして勤めている	家事・家業を中心にやっている	家事・家業を手伝っている (内職も含む)	作業所・職親・デイケアなどに通っている	とくに仕事も家事もしていない
デイケア通所者	5	10	11	17	77	7
小規模作業所通所者	3	10	7	12	87	3
ソーシャルクラブ通所者	14	15	14	18	47	10
共同住居居住者	24	26	4	9	45	6

注：複数回答 (比率の合計は100%を超過している)

以上、(財)全国精神障害者家族会連合会発行、ゼンカレン号外、「日本の精神障害者と家族の生活実態白書」、昭和61年5月31日刊、領価、送料共

1,500円、〒110、東京都台東区上野7-11-7 川村ビル内 Tel: 03 (845) 5084 郵便振替 東京5-5600

通院患者リハビリテーション事業等及び精神障害者小規模作業所の普及状況

表1 通院患者リハビリテーション事業・職親関連事業の普及状況

(山口県精神衛生センター：全国社会資源調査より)

実施年(昭和)	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	計
都道府県数	1		2	2	3	3	1	3	3	4	3	4	5	3	5	1	43

表2 精神障害者小規模作業所の普及状況

(同上)

開設年(昭和)	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	計
開設数	2	2	2	5	7	2	10	12	26	30	47	27	172

小規模作業所の概要 (同上)

(運営主体)

- ① 家族会運営型……………66.3%
 - ② 回復者運営型……………11.6%
 - ③ 法人運営型……………3.5%
 - ④ 個人運営型……………3.5%
 - ⑤ 精神衛生関係団体運営型……………2.3%
 - ⑥ 身障等団体運営型……………2.3%
 - その他……………10.5%
- 予算規模との関連はあまりないが、唯、法人運営型では予算も大きい。

(予算平均)

- 予算は0円～2,000万円の幅があり、その平均は4,827,538円 (SD=4,810,115.4) となる。

- 分布の状態は、平均から左 (少額方向) に歪み、急尖型分布。

(施設について)

- 家族会運営型作業所のうち、専用施設をもっているところは10ヶ所、8.8%に過ぎず、69.3%は民間施設を利用している。
- 回復者運営型作業所においても、専用施設を

有しているところは2ヶ所10%、民間施設利用が60%。

- 全体的にも、専用施設をもっている作業所は12.8%に過ぎない。公共施設を利用しているところは21.5%、民間施設利用が64.5%である。

- 唯、法人運営型作業所だけは、6ヶ所中5ヶ所83.3%が専用施設をもっている。

- 専用施設をもっている22ヶ所(12.8%)の作業所のうち、90.1%は予算が300万円以上となっている。

(専従職員について)

- 専従職員0～1名以内が全体の54.7%である (専従のいない作業所は23.8%、1名配置が30.8%)。

- 家族会運営型作業所114ヶ所のうち31.6%は専従職員がいない。1名配置が34.2%。

- 200万円以上の予算で運営している作業所103ヶ所のうち94.2%は専従職員を1名以上置いている。

- 専従職員を3名以上置いている作業所35ヶ所のうち77.1%は予算が500万円以上である (残る

22.9%は200万円～500万円の予算)。

- 全体的に予算額が増えれば、専従職員も増える傾向である。
(在籍者数について)
- 在籍者数15人未満が全体の48.8%。20人未満ともなると、全体の66.9%に及ぶ。
- 31人以上を引き受けている作業所は専従職員

の配置も多くなり、職員のいないというところは1ヶ所しかない。

- 運営全体、予算規模、専従職員数等による在籍者数への影響・関連はあまりない。
(在籍者数平均)
- 平均18.1人 (SD=8.995)

昭和62年度国家予算に関する共通重点要望書

昭和61年8月7日

全国社会福祉協議会・心身障害児福祉協議会(19団体)

昭和62年は、「国連障害者の10年」の中間年にあたりますので、後半期のスタートの年としての長期行動計画実施にふさわしい障害者関係予算の確保等下記事項の実現をお願いいたします。

また、緊縮財政の継続等諸情勢の厳しい中ですが、障害児(者)福祉の向上のため特別のご配慮をお願いいたします。

<総理府関係>

1. 国際障害者年中間事業の実施

- (1) 長期行動計画の進行状況調査の実施
- (2) 国民会議の開催
- (3) 啓発、広報活動の充実
- (4) 顕彰事業の実施

<厚生省関係>

1. 心身障害等の研究の充実

- (1) 国立精神・神経センター(仮称)の機能の拡充強化
- (2) 心身障害研究費の増額
- (3) 難治性疾病治療薬の研究開発助成

2. 在宅心身障害児(者)・身体障害者福祉対策の充実

- (1) 養護学校卒業後の重い心身障害児(者)に生きがいの場の確保
- (2) 精神薄弱者通所援護事業の拡充

(3) 各種障害者が利用する小規模作業所に対する助成の新設

(4) 早期療育対策の充実

- ① 総合通園センター運営費補助の拡充
- ② 心身障害通園事業の拡充
- ③ 保育所における障害児保育の推進強化

(5) 筋ジストロフィー等の患者の療養に必要な医療機器(体外式人工呼吸器)の整備

(6) 心身障害児(者)施設地域療育事業の拡充。特に体験入所、緊急一時保護制度等の充実

(7) 緊急保護に係る緊急事由の範囲の拡大と施設利用継続の簡素化

(8) 在宅心身障害児(者)療育事業助成費の増額(補助先(社福)全国心身障害児福祉財団)

(9) 家庭奉仕員制度の充実

(10) 住みよい街づくり「障害者福祉都市」の推進(人口5万人以上の市)

3. 心身障害者の就労対策の充実

(1) 通勤寮、福祉ホーム等の充実、及び生活寮等各種居住形態の開発

(2) 福祉工場の増設

4. 精神障害・てんかんに悩む人々の社会復帰対策の充実

(1) 精神障害者のケア付き・管理人付き住居の

設置、及び小規模保護作業所・通所授産施設の整備

(2) 精神科医療施設等のマンパワーの充実

(3) 福祉事務所に社会復帰専門職員の配置

(4) 身体障害者福祉法の対象にてんかんを含めることの検討

5. 社会福祉施設の運営の改善

(1) 施設整備貸付金の一部償還免除の拡大

(2) 入所者生活費の生活保護基準なみ改善

(3) 重度化、高齢化対策の拡充

(4) 精神薄弱児施設等入所者の重度加算対象者の枠の拡大

(5) 虚弱児施設の年長児処遇対策の充実と保健婦の常勤化、盲・ろうあ児施設における幼児加算の増額

(6) 民営肢体不自由児施設に対する運営費補助の実施及び重症心身障害児施設の重症指導費の増額

6. 所得保障制度の確立と費用徴収の軽減

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の改善

(2) 施設利用・医療費における本人及び保護者の費用徴収に関する特別な配慮

7. 障害児(者)家庭の税負担の軽減

(1) 障害者控除、特別障害者控除、並びに同居特別障害者扶養控除の控除額の引き上げ(所得税・住民税)

(2) 障害者の非課税限度額の引き上げ(住民税)

(3) 障害者が生活のために利用している固定資産に対する固定資産税の減免

(4) 医療費控除の対象の拡大

8. 障害者福祉基金の創設

9. 障害者に対する社会的認識を高めさせる諸施策の推進

<文部省関係>

1. 心身障害児教育の充実強化

(1) 心身障害児適正就学指導の充実

(2) 特殊教育諸学校・特殊学級の適正配置

(3) 養護学校高等部の整備をはじめ、後期中等教育及び社会教育の拡充

(4) 養護学校幼稚部の整備、及び幼稚園における障害児保育の拡充

(5) 一般児童生徒、教職員の心身障害、及び心身障害者に対する正しい理解・協力推進事業の強化

(6) 教職員の養成及び研修の充実

<労働省関係>

1. 障害者の雇用対策の拡充

(1) 精神薄弱者に対する雇用率制度の適用、及び雇用拡大に関する条件整備の充実、特に、能力開発、職業準備事業・各種就労形態の試行策の実施強化

(2) 第3セクター方式による重度障害者雇用企業・精神薄弱者能力開発センターの育成

(3) 障害者職業総合センター設置の促進

(4) 重度障害者を対象とする能力開発など、高度な職業訓練機関の設置

(5) 職業生活アドバイザー制度の実施

2. 精神障害・てんかんに悩む人々の雇用対策の充実

(1) 精神障害寛解者の試験就労等のための企業内グループ雇用や労働条件の整備、及び職業訓練校での受入れ体制の整備

(2) てんかんを有し、職業上の困難をもつ人々の「職場適応訓練制度」の充実を図るとともに身体障害者雇用促進法の対象に含めることについての検討

注：アンダーライン個所は精神関係

全国社会福祉協議会・心身障害児福祉協議会

(19団体)

日本肢体不自由児協会

日本精神薄弱者愛護協会

全国盲ろうあ難聴（幼）児施設長協議会
 全国肢体不自由児施設運営協議会
 日本重症児福祉協会
 全国虚弱児施設協議会
 全日本精神薄弱者育成会
 全国肢体不自由児（者）父母の会連合会
 全国重症心身障害児（者）を守る会
 全国心臓病の子供を守る会
 子どもたちの未来をひらく父母の会
 日本筋ジストロフィー協会
 全国言語障害児をもつ親の会
 自閉症児・者親の会全国協議会
 全国心身障害児福祉財団
 全国心身障害者をもつ兄弟姉妹の会
 全日本特殊教育研究連盟
 日本でんかん協会
 全国精神障害者家族会連合会

（順不同）

お知らせ

1 第34回精神保健全国大会の開催

期 日 昭和61年10月23日(木)
 会 場 青森市文化会館大ホール
 青森市堤町1丁目4-1
 Tel (0177) 73-7300
 大会テーマ 「ともに考えよう心の健康」
 式次第 (1) 大会式典（厚生大臣・日本精神衛生連盟会長表彰、挨拶等）
 (2) 記念講演、特別講演並びに鼎談等
 主 催 厚生省、(株)日本精神衛生連盟、(財)健康・体力づくり事業財団
 共 催 青森県、青森市、青森県精神衛生協会、青森県精神病院協会
 後 援 最高裁判所、総理府、警察庁、法務省、文部省、労働省、(株)日本医師会等

2 昭和61年度全国精神衛生連絡協議会総会等の開催

日 時 昭和61年10月22日(水)
 総 会 14時～15時
 懇話会 15時10分～16時30分
 演 題 精神障害者の社会復帰と社会福祉について
 講 師 国立精神衛生研究所 社会復帰相談部長 岡上和雄
 会 場 青森市文化会館小会議室(4)(3F)
 青森市堤町1丁目4-1

事務局だより

1. 今年度の精神保健全国大会は、「お知らせ」欄のとおり10月23日青森市で開催されます。また大会前日の10月22日は当連絡協議会の総会と併せて精神衛生懇話会を開くことになっておりますので関係各位の御出席をお待ちし

ております。
 2. 各都道府県の精神衛生協会の情報交換誌である「地方精神衛生」の原稿をお願いしてありますが未着のところも見受けられます。総会開催のときまでにはおとどけたいと思いますので至急お送り下さるようお願いいたします。

昭和61年9月発行
 編集・発行 高 臣 武 史
 発行所 〒272 市川市国府台1～7～3
 国立精神衛生研究所内
 全国精神衛生連絡協議会

1. 關於... 2. 關於... 3. 關於... 4. 關於... 5. 關於... 6. 關於... 7. 關於... 8. 關於... 9. 關於... 10. 關於...

1. 關於... 2. 關於... 3. 關於... 4. 關於... 5. 關於... 6. 關於... 7. 關於... 8. 關於... 9. 關於... 10. 關於...

1. 關於... 2. 關於... 3. 關於... 4. 關於... 5. 關於... 6. 關於... 7. 關於... 8. 關於... 9. 關於... 10. 關於...

1. 關於... 2. 關於... 3. 關於... 4. 關於... 5. 關於... 6. 關於... 7. 關於... 8. 關於... 9. 關於... 10. 關於...

1. 關於... 2. 關於... 3. 關於... 4. 關於... 5. 關於... 6. 關於... 7. 關於... 8. 關於... 9. 關於... 10. 關於...

1. 關於... 2. 關於... 3. 關於... 4. 關於... 5. 關於... 6. 關於... 7. 關於... 8. 關於... 9. 關於... 10. 關於...